役員・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

社　会　福　祉　法　人

憲　甚　会

（目　　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人憲甚会（以下「法人」という。）の役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について、必要な事項を定める。

（報　　酬）

第２条　役員及び評議員には、理事会、評議員会等開催の都度報酬を支給する。その額については、理事が１回１０，３２０円、監事及び評議員が１回５，１６０円とする。

（費用弁償）

第３条　役員及び評議員が、理事会、評議員会等に出席するため開催場所への往復旅費として、５，０００円を報酬に加算して支給する。

２　役員及び評議員が、前項以外の法人の用務で旅行するときは、その費用を弁償する。

３　費用弁償の額及び支給方法については、旅費規程による。

４　報酬等の支払方法は、現金払いとする。

附　　則

この規程は、平成１４年７月１日から施行する。

平成１５年３月２９日一部改正

平成１７年３月２７日一部改正

平成１８年３月２１日一部改正

平成２０年３月２３日一部改正

平成２５年３月３日一部改正

平成２９年６月８日一部改正

令和２年３月１日一部改正